



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月29日(金)  
号 外  
第 8 号

## 目 次

### 規 則

○栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の制定…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第十一号

栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則 (設置)

**第一条** 第七十七回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第二十二回全国障害者スポーツ大会（以下「全国障害者スポーツ大会」という。）に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。）第七条第三項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局（以下「局」という。）の下に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる担当を置く。

課 名	担 当 名
総務企画課	総務担当、広報・県民運動担当、全国障害者スポーツ大会担当
施設調整課	施設担当、宿泊・輸送担当
競技式典課	式典担当、競技担当

2 局及び前項に規定する課は、組織規程第三条に規定する本庁とする。  
(分掌事務)

**第二条** 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務企画課

- 一 国体及び全国障害者スポーツ大会の総合企画及び総合調整に関すること。
- 二 国体及び全国障害者スポーツ大会の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関すること。
- 三 全国障害者スポーツ大会の競技の運営に関すること。
- 四 その他国体及び全国障害者スポーツ大会の開催に関すること（他課の所掌するものを除く。）。

#### 施設調整課

- 一 国体及び全国障害者スポーツ大会の開会式及び閉会式の会場並びに競技施設に関すること。
- 二 国体及び全国障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生、医療救護、輸送及び交通並びに警備及び消防に関すること。

#### 競技式典課

- 一 国体の競技の運営に関すること。
- 二 国体及び全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。

2 担当及びその職員の分担事務は、課長が定める。

3 前項の場合においては、組織規程第十一条第三項の規定を準用する。  
(幹事課)

**第三条** 局における行政の総合調整、重要な事務及び事業の進行管理、人事の集中管理、予算の調整等に関する事務を処理させるため、局に幹事課を置く。

2 幹事課は、総務企画課とする。

3 組織規程第十一条の二第三項の規定は、総務企画課について準用する。

(局長等)

**第四条** 局に局長及び次長、課に課長を置く。

2 前項の職のほか、課に主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主任、主事及び技師を置くことができる。

3 局長及び課長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、局内の総合的な企画、調整等の事務について局長を補佐する。

5 主幹、課長補佐、副主幹、係長及び主査は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

6 主任は、上司の命を受け、複雑若しくは困難な事務又は技術をつかさどる。

7 主事又は技師は、上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。

8 総括課長補佐(課長補佐のうち、課長を総括的に補佐することを命じられたものをいう。)は、第五項に規定する職務を行うほか、課の分掌事務について課長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

9 主幹、課長補佐、副主幹及び係長のうち、課に置かれた担当のリーダーを命じられたものは、第五項に規定する職務を行うほか、その分担事務について課長を補佐し、当該担当に属する職員の担任する事務を監督する。

10 組織規程第十五条の二の規定は、第八項の総括課長補佐について準用する。

**附 則**

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

(人事課)